

犬、ねこの譲渡実施要領改正(案)に係る応募意見概要及び対応方針

1 反映した意見(一部反映も含む)

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
8 追跡調査及び報告 (2)	1	団体譲渡動物が逸走した等の事故が発生した場合は、報告させるべき。	「8 追跡調査及び報告(2)ア、及び「譲渡団体の遵守事項(別表5)譲渡団体及び譲渡に関する報告」に逸走した場合の報告を追加します。
別表4「譲渡団体の施設・設備基準」	1	「施設に関し近隣住民の合意を得ること。苦情等に対し適切に対応、改善を図ること。」を追加すべき。	「譲渡団体の遵守事項(別表5)終生飼養者が決定するまでの飼養について」に「動物の飼養に起因して、住民から苦情があった場合は、適切に対応するとともに、適切な改善を図ること。」を追加します。
別表5「譲渡団体の遵守事項」	1	団体は、活動実態の透明度を高くすること。県民から不審点を質された場合には、いつでも情報開示し、調査のために設置された第三者機関の裏付け調査に協力しなくてはならない。	「譲渡団体の遵守事項(別表5)その他」において、「県民から質問があった場合は、適切に説明を行うこと。」を追加します。
終生飼養者が決定するまでの飼養について	1	団体譲渡動物の飼養場所の変更を原則禁止とし、やむを得ない場合は、事前に県に相談することを義務付けるべき。	「譲渡団体の遵守事項(別表5)終生飼養者が決定するまでの飼養について」に「団体譲渡動物の飼養場所の変更しないこと。ただし、やむを得ない場合においては、事前にくらしの安心推進課長に協議したうえで、飼養場所を変更することができる。」を追加します。
	1	「収容動物頭数10頭に対し最低専従スタッフ1名を置くこと。」を追加すべき。	「譲渡団体の遵守事項(別表5)終生飼養者が決定するまでの飼養について1(3)」に「収容動物の頭数に応じて、必要な数の飼養管理者を配置している場合。」を追加します。

2 盛り込み済みの意見(一部盛り込み済みのものも含む)

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
全体について	57	「犬、猫の譲渡実施要領(改正案)」に賛成。	
	2	「県がもっと責任を持って譲渡を促進し殺処分を減らす努力を見せていただきたい。」	県が収容した動物については、まずは県が譲渡を行うべきと考えており、本改正(案)においてもまずは県が譲渡を行うよう定めています。
	2	保護団体に頼るのではなく、まずは行政で殺処分をなくす努力をすべき。	
	1	ボランティア譲渡も大切だが、それだけに頼るのではなく、まずは県が主体となり、子犬・仔猫・成犬・成猫の譲渡を行って欲しい。(予算が許せば、啓蒙活動・譲渡を目的とした施設を作っていただきたい)	
	1	犬猫の殺処分を少しでも減らして、誰かに譲渡される様に活動をしてくれることを希望する。	本改正(案)は、少しでも多くの動物を譲渡できるように民間団体との連携を行うものです。
	1	新しく飼ってくれる方が少しでも多く見つかるようなシステムにした方がよい。	
	4	犬猫の譲渡について、ボランティアと協力して積極的に取り組むべき。	
	1	本来なら譲渡の時に譲渡代金を支払っても良い。自分の家族となるべきものに面倒みてくれた支払いをするのは当然。	県としては、多くの方に譲渡できるよう手数料等は徴収していませんが、譲渡団体が終生飼養者から実費を徴収することまでは禁止していません。
	2	譲渡にあたっては不妊手術を施し、その費用は譲渡希望者に支払ってもらってはどうか。	
	1	近隣の地方自治体のやり方をまねてはどうか?	既に他の自治体の取組みは、参考にさせていただいています。
	1	犬・ねこに関して行政は飼い主を甘やかし、受益者負担どころか、犬・ねこを飼わない者にシワ寄せを強いている構造になっている。譲渡事業充実の費用は犬税のように新たな負担を伴わないと説得力	県に引取りを依頼者に対しては、手数料を徴収しています。
	1	「犬、ねこの譲渡実施要領改正(案)」概要をもっと詳しく教えて欲しい。	意見募集の際に、本改正(案)の全文も配布しています。
1 目的	1	「適正飼育・終生飼育・避妊去勢手術徹底という[県民の飼育レベルの向上]を目指す文章は入れるべき。	目的の中に同様の趣旨を盛り込んでいます。
2 定義	(1)	5 飼い主から引取った犬、ねこも譲渡対象とすべき。	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例において、引取った犬、ねこも譲渡の対象として規定しています。
	(3)イ	7 登録を団体だけでなく、個人も対象とすべき。	譲渡団体の基準を満たせば、個人を否定するものではありません。
3 譲渡団体の登録		1 団体の登録の際の調査は、県のホームページで公開すべき。	登録した譲渡団体は、ホームページ等で公開することを考えていますが、調査内容まで公開することは考えていません。
	(1)	1 本主に営利を目的としない団体であるかどうかの判断は、慎重に行なって欲しい。定期的な報告も怠らないようにして欲しい。	譲渡団体の登録にあたっては、現地調査も含め慎重に対応します。
	(1)エ	1 譲渡団体の審査を厳格に行っていただきたい。	
	(1)エ	1 登録の申請時点で収支会計報告を提出させるべき。	「譲渡団体の基準(別表3)」において、「10 団体の会計報告書を提出できること。」及び「11 県の求めに応じて、必要書類を提出できること。」としています。
4 譲渡動物の選定	1	譲り渡す側も動物が譲渡が可能かどうかを良く見極められるように県の方で教育するシステムが必要なのではないか。	県においては、講習に参加するなど能力の向上に努めています。譲渡団体については、本改正(案)で講習を行うよう定めています。
5 譲渡動物の飼育管理	1	避妊・虚勢、伝染病ワクチン、フィラリア駆虫薬、狂犬病ワクチンの摂取はするべき。	伝染病のワクチンについては、実施していますが、その他の処置については、県での実施は困難です。
6 事前の講習等	(1)、(2)	1 犬、ねこを受け渡す際に重要事項説明的な事も行なうようにすればどうか。	事前の講習を行うよう定めています。
7 譲渡動物の譲渡		1 保護動物に関するデータを迅速に公開、共有して欲しい	広く譲渡希望者を募る場合には、ホームページで公開しています。
		1 避妊去勢手術は、譲渡した方への絶対条件にしてほしい。	義務付けはしていませんが、譲渡の際にはその必要性を説明し、誓約書の中で実施に努めるよう規定しています。
	(2)	1 県は、登録団体に譲渡する犬猫にマイクロチップの装着し、個体識別の写真、特徴の記録を10年間保管すべき。また、その情報をホームページに公開すべき。	写真の記録は行っていませんが、譲渡動物の記録は保管しています。ホームページに公開する必要性はないと考えます。また、マイクロチップの装着は、行いません。

8 追跡調査及び報告	(1)	1	不妊手術がされたかどうかの確認を、譲渡した団体はもちろん、自治体でも追跡調査を必ずしていただきたい。生後6ヶ月過ぎても不妊手術なされていないなら何らかのペナルティを科すなど厳しく臨んでほしい。	終生飼養者に県が譲渡した場合は県が、譲渡団体が譲渡した場合は、譲渡団体が追跡調査を行うこととしています。不妊去勢手術を実施していない場合のペナルティは考えていません。		
		1	譲渡後、不妊手術を必ず受けるよう徹底して欲しい。口頭だけの確認ではなく、医師の診断書や自宅訪問などで不妊手術の追跡調査をして欲しい。	譲渡後の飼養状況については、追跡調査を行うこととしています。		
		1	譲渡後に、飼い主の責務が果たされているかどうか、確認して欲しい。			
		1	譲渡後の、犬、ねこの去勢、不妊手術が確実にされるよう、確認して欲しい。			
		1	譲渡後の飼育状況を定期的に現地確認すべき。			
		1	譲渡した後もその後の報告を義務づけるべき			
		1	書面でのみの調査だと、虚偽が心配。直接現地へ出向いての調査が無理なら、条文にだけでも「抜き打ちでの調査もある」旨を書き添えてほしい。			
		1	県は、譲渡動物の追跡調査を6ヶ月以上三年以内に数回実施すべき。			
		1	環境視察を行い、猫については完全室内飼いの意識を飼い主に持たせる事。	ねこの室内飼育については、譲渡前に講習等においてその必要性を啓発するとともに、譲渡後の飼養状況については、追跡調査を行うこととしています。		
		1	譲渡後は、悩みの相談など、飼い主へのサポートをすべき。	通常業務でも対応していますが、追跡調査時にも対応することを考えています。		
		(1)、(2)	2	追跡調査に関しては、抜き打ち調査が望ましい。	追跡調査については、事前の連絡は予定していません。	
		(2)	1	譲渡団体について、登録後の監視体制の整備にも力を入れていただきたい。終生飼養者についても同様。	団体からの報告及び調査については、本改正(案)で定めています。	
			1	団体の活動内容、様子を少なくとも年に2回以上、確認する。どの動物がどこへもらわれて行ったかを、確実に追跡出来る体制を作る。		
			1	団体からの定期的な報告も怠らないようにして欲しい。		
			1	協力団体を選ぶにあたっては、くれぐれも里親詐欺に協力するようなことのないように、十分気をつけていただきたい。譲渡先でどういった暮らしをしているかなど、団体を通じて追跡調査ができるような仕組みが作れるとよい。		
	1	県が責任を持って登録を行い、年に数回、抜き打ちで団体を監視すべき。				
	1	団体については、パソコンなどにあるホームページや活動内容、定期的な抜き打ちなども必要。				
(2)ア		1	譲渡団体の調査に、犬の登録並びに狂犬病予防注射の実施及び繁殖制限措置の確認を追加してはどうか。	譲渡報告書に報告事項として定めています。		
		1	団体の報告については、領収書コピーを添付した会計報告の提出を義務付けるべき。	経費の内訳を証する書類の写しの添付については、終生飼養者に譲渡したときに、経費の授受があった場合に提出するよう定めています。		
(2)ア(オ)、(カ)、(キ)		1	団体譲渡動物の死亡、譲渡団体の変更・廃止の届出は、30日以内とすべき。	団体譲渡動物の死亡、譲渡団体の変更・廃止の届出は、速やかに行うこととしています。		
(2)イ、ウ		1	譲渡団体が適切に保護しているかどうか現地確認をすべき。	必要に応じて現地調査を行うこととしています。		
9 譲渡団体に対する措置	(1)	1	登録申請時以前の不正な活動や不正な募金活動の事実を隠蔽したものの申請資格を消失させるべき。	状況に応じて、登録の取消し、又は譲渡動物の情報提供を中止するとともに、法令違反等については、2年間登録ができないこととしています。		
		1	申請書類に虚偽事実が見つかった場合は、役員の登録資格を10年間剥奪すべき。			
		1	当初に起こるであろう失敗やトラブルは大目に見て、活動に賛同し参加する団体には、行政の温かい支援を望む。			
		1	禁止事項に違反した場合の厳しい罰則規定を盛り込んでほしい。			
		1	登録を受けるための基準や遵守事項を守らない場合は、活動を禁止にすべき。			
		1	悪意の譲受者に対しては、積極的な罰則を適用して欲しい。			
		1	誓約書違反があった場合は、譲渡を中止し、事実の公表及び申請資格の永久剥奪を行うべき。			
		(2)	1	譲渡は貸与という形をとり、譲渡後抜き打ちで飼育環境や健康状況の確認を行い、不適切と判断した場合には県が引き取り、再度募集をかけるべき。	必要に応じて、譲渡動物の返還を求めることとしています。	
		別表1「譲渡動物の選定基準」	2	16	ポランティア団体への譲渡動物の基準も同じものなのか？	譲渡団体への譲渡動物の基準も同様です。
				3	3	高年齢の動物も譲渡の対象とすべき
7	3			順応性については、改善の見込みがある場合は、譲渡対象とすべき。	順応性、攻撃性及び無駄吠えについては、改善の見込みのある動物に収容の間に可能な範囲でしつけ等を行っています。	
4	3			順応性に関しては、人慣れ等をさせる期間及び訓練を受ける機会を設けるべき。		
6	3			攻撃性については、改善の見込みがある場合は、譲渡対象とすべき。		
5	3			攻撃性に関しては、人慣れ等をさせる期間及び訓練を受ける機会を設けるべき。		
8	1			無駄吠えについては、改善の見込みがある場合は、譲渡対象とすべき。		
6	5			無駄吠えに関しては、人慣れ等をさせる期間及び訓練を受ける機会を設けるべき。		
別表2「終生飼養者の基準」	6	5	その他支障があるものはあるのか？	現時点でその他支障のあるものは、ありません。		
		1	個人への譲渡を行っていないのであれば、本人と住所の確認できるもの、集合住宅の場合はペット可の条項確認できる書類や納税証明書を出せば譲渡可にしてはいいか？	終生飼養者の基準を定め、個人への譲渡を実施しています。		
		1	他県で譲渡を行っている団体では、里親に犬、ねこを譲渡する際には、厳しい審査が行われる。終生飼養者の基準は、その基準を参考にさせていただきたい。	他の自治体の基準も参考にしています。		
		1	譲り受ける人が多少高齢であった場合は、後見人を指定して譲り受けることができるようにしてはどうか？	高齢は、終生飼養者の基準に加えていませんが、家族構成等を確認した上で譲渡しています。		
		1	「他に動物がいると譲渡できない」というのは、他の種類の動物か、他の犬猫という意味なのか？	譲渡する動物と同じ種類の動物という意味です。		
		1	基本的に、同居動物がいない事が確かに望ましいが飼い主となる方の管理技術が十分にある場合、同種動物に限り、多頭飼育は可能と思う。但し、避妊去勢手術は、必要。	同様の規定を定めています。		

別表3「譲渡団体の基準」	2	1	情報を透明化するため、「団体名等をセンターが公表することに同意できること。」を加えるべき。	本改正(案)の中では、規定していませんが、県が登録した譲渡団体については、ホームページ等で公表することを考えています。
		1	譲渡団体をインターネットなどで公表すべき。	
別表4「譲渡団体の施設・設備基準」	1	1	登録団体は、団体としての態を整えさせるべき。	同様の規定を定めています。
		1	譲渡後のトラブルを少なくするために、個人宅は最適な環境でのりハビリである。シェルターを持っていないことを理由に認定されないことがあってはならない。	
		1	譲渡先での環境が、動物を飼うのに適正な環境が大切。	
		1	ボランティア団体への犬猫の譲渡制度の確立は大変良いが、立派な施設や設備がないと譲渡団体として認められないようで、もう少し柔軟に対応できないのか？	
		1	飼い主を探す活動をするボランティア団体、個人の施設、設備等は、普通の家で飼われている程度の施設・設備が整っていればよしとすべき。	
別表5「譲渡団体の遵守事項」	1	1	若い猫は、2匹いた場合社会化ができるため、もらわれていく可能性が広がる。同じ保護施設で2頭までは可能にすべき。	条件によっては可能としています。
		1	1において、「不妊・去勢手術等の繁殖制限措置を実施している場合」とあるが、他の犬・猫と接触させないことを条件に多少条件の再考が必要ではないか。	
		7	団体譲渡動物が譲渡団体から総合事務所へ引き取られた場合、再度別の保護団体に適切に譲渡されるようなシステムを事前に考えておくべき。	
終生飼養者が決定するまでの飼養について	1	1	「不妊・去勢手術等の繁殖制限措置」としており、接触させないことが可能であれば、条件は満たされます。	本改正(案)には、記載していませんが、県から別の譲渡団体に情報提供することを考えています。
	7	1		

3 今後の検討課題である意見

該当箇所	意見数	意見	回答・方針		
全体について	1	1	野良犬、野良猫が減るように努力した上で、引き取られた動物ができるだけ殺されずに、誰かに引き取られていく仕組みづくりができるに越したことはないが、財政難の折、人間保護より動物保護が優先されることがあってはならない。手間とコストはできるだけかけるべきではない。	御指摘のとおり、コスト削減には、努めてまいります。	
		1	団体へ譲渡する以前に、飼い主探しや情報発信のサポーター団体などを募集してもよいのではないか。		
		1	譲渡対象になる愛護団体には、愛護センターの清掃ボランティアなど協力を要請し、犬猫に接する姿を愛護センター側からもチェックし譲渡対象愛護団体をランク分けし、優良団体には管理の難しい仔犬・仔猫の譲渡も視野にいれ殺処分を減らしていただきたい。		
		1	団体譲渡などは必要ないのが理想であり、啓発活動が重要。関係者の協力を得るなどソフト面を強化していただきたい。		
		1	団体どうしのコミュニティを作るなど、団体どうしの情報交換をしやすい環境を作る。		
別表1「譲渡動物の選定基準」	1	1	怪我をしても譲渡の対象とすべき。	県の収容施設においては、簡単な措置しかできないため、負傷動物の治療が今後の課題と考えています。 なお、簡単な措置で治療する動物については、治療後譲渡対象としています。	
		6	健康でなくとも動物の健康状態を説明し、希望者が納得すれば譲渡すべき。		
		3	観察では健康に問題があると誤認されてしまう場合がある。		
	2	1	病気や怪我等の動物は、個人への譲渡は難しいとしても保護団体への譲渡の対象として欲しい。		現在の施設・設備では、病気の詳細な検査ができないため、現状として観察により健康であることを確認し、譲渡希望者に病気の可能性について説明した上で譲渡しています。 今後、民間団体と連携していく中で、検討していく課題と考えています。
		1	離乳前の動物については、ボランティア団体に社会化まで飼育を依頼し、その後譲渡すべき。		
		1	現在は団体で預かりボランティアをしている。保護しているのは、まだ生まれたての乳飲み児、病気で弱っている子、それに年老いて飼い主に捨てられた老犬などである。そういう真っ先に殺処分されてしまう命を、民間の団体と協力すればもっと助けることができる。		
		3, 4	1		

4 対応が困難な意見

該当箇所	意見数	意見	回答・方針	
全体について	1	1	行政はボランティアに協力すべきであり、提出書類が必要というのはおかしい。	適正に動物の飼養及び譲渡を実施するためには、必要と考えています。
		1	あまりにも規制にしばられすぎ。もう少し規制を緩和すべき。	
		1	終生飼養者の制約が多すぎる。	
2 定義	その他	1	譲渡希望者には、一定期間施設でのボランティアをしてもらい、掃除や世話を通して実際に希望の動物を飼育可能かどうか本人や職員に判断してもらってはどうか。	収容場所や職員体制の問題により、現状として、譲渡希望者に収容施設で一定期間飼育をしてもらった上で、飼育の判断をしていただくことは困難です。 譲渡団体の調査は、県で実施すべきものと考えます。
		1	犬猫が適正に譲渡されているか調査する追跡調査団体を設置するよう定義づけすべき。	
3 譲渡団体の登録	(1)イ	1	譲渡推進に必要な経費等を募る第三者機関の検討を定義し、譲渡団体の募金を禁止すべき。	譲渡団体の募金を禁止することは考えていません。
		1	譲渡団体の登録の申請の際には、団体の登録申請書類やのホームページ公開し、異議申し立てがあった場合には、県は公開の審査を開催し、異議申し立てに対する説明を団体に義務付けるべき。	
4 譲渡動物の選定	2	1	譲渡動物の選定は、譲渡団体で行うべき。	収容動物は、まずは県で実施することとしており、譲渡動物の選定も県で実施します。
		1	譲渡動物は、団体が譲渡できるかどうかで決定すべきで、県が決めるべきではない。	
		1	譲渡動物の選定については、民間の獣医、愛玩動物管理士、動物愛護団体等の専門家と選定委員会を設けて行うべき。	
		4	1	

5	譲渡動物の飼育管理	2	不妊手術をしてから譲渡してほしい	不妊去勢手術は、飼い主の責任で実施すべきことと考えます。	
		1	いつ繁殖制限措置を行うかについて記述がないが、早期不妊手術を導入していただきたい。		
6	事前の講習等	(2)	1	登録譲渡団体スタッフに対し、講習の受講後の試験を義務化すべき。	譲渡団体への講習後の試験の義務化は考えていません。
7	譲渡動物の譲渡		1	不妊手術可能な犬猫に対しては、手術実施後譲渡していただきたい。また、幼齢動物に関しては飼い主に対して不妊手術終了証明書を出して譲渡条件につけて頂きたい。	不妊去勢手術は、飼い主の責任で実施すべきことと考えます。不妊去勢手術の必要性は、譲渡実施時に伝え、追跡調査で確認を行うこととしています。
		(1)	1	譲渡を受ける者の身分証明書のコピーの提出を義務付けるべき。	身分証明書の写しの提出までは必要ないと考えます。
		(2)	1	譲渡団体は、譲渡動物の個体識別の写真、特徴をホームページ公開すべき。	譲渡団体が判断すべきことと考えます。
		(2)イ	1	譲渡動物の登録団体への受け入れ可否を問い合わせは一齐にしてはどうか。	譲渡動物を譲渡する団体の決定の際に混乱がないよう、譲渡団体登録簿の記載順に情報を提供します。
8	追跡調査及び報告	(1)	1	口頭確認ではなく、犬の登録証、ワクチン接種証明書、不妊・去勢手術の証明(領収書等)のコピー提出を義務付けて欲しい。	追跡調査で確認が可能と考えます。
			1	譲渡後は一度だけではなく、定期的に適正に飼育しているかの報告の義務を加えるべき。	
			1	譲渡後1年に1度でも動物の健康チェック(生存確認)に連れてこさせる。	
			1	追跡調査及び報告(1)終生飼養者への調査について、県が譲渡した終生飼養者に対しての追跡調査は県が行うべきではなくボランティア団体において調査し報告書を提出すべき。	県が実施すべきことと考えます。
		(2)	1	譲渡団体等のかかりつけの獣医師の報告も定めた方がよい。	報告及び追跡調査で確認が可能と考えます。
		(2)ア(オ)	1	死亡した犬猫の届出は、獣医師の証明書を添付させるべき。	
9	譲渡団体に対する措置		1	方が一譲った動物が虐待あるいは殺害された際に、どのように責任をとるか、その点を厳しく規定を定める必要性が十分にある。犯人の顔写真、氏名、出身地を公開することは民間団体の義務であるべき。	動物への虐待については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき対応すべき事項です。
			1	虐待に関する厳しい処罰などを盛り込んでいただきたい。	
			1	譲渡団体の登録を取り消し、又は譲渡動物の情報提供を中止する場合には、“必要に応じて”ではなく、“終生飼養者に譲渡していない団体譲渡動物は返還させる”べき。	団体譲渡動物の返還を求めるとかは、登録の取消し又は譲渡動物の情報提供を中止するに至った要因によって判断すべきと考えます。
			1	譲渡団体の登録を取り消し、又は譲渡動物の情報提供を中止した場合は、経緯を含め公表すべき。	積極的に公表することは考えていません。
別表1「譲渡動物の選定基準」		2	2	譲渡対象は全ての犬猫にしていいただきたい。譲渡に向き不向きという判断を行政がしないで欲しい。	譲渡後に終生飼養者に適正に飼育していただくためには、一定の基準によって譲渡動物を選定することは必要と考えます。
			2	収容された動物はすべて譲渡対象とすべき。	
			1	年齢を問わず、また容態を問わず、広く譲渡希望者を募る。	
			1	他県では、どうしてもこの子でなければと言えば、譲渡可能な場合が多い。幼年齢の場合、飼育可能者リストをもとに、譲渡可能月齢まで、飼育を委託する、高齢であっても希望者には速やかに譲渡を行っている。嘔む・吠えるも同じ。	
			1	譲渡動物の選定基準はニーズや収容状況に合わせて柔軟に対応すべき。	
			1	傷病や高齢などの犬、猫にも治療等の処置を施し、可能な限り譲渡できるよう、譲渡動物の基準は「センター所長の判断による」位にとどめておくべき。	
			1	登録団体や個人の能力によっては譲渡の対象となる動物もいるので、具体的な表現は避け、ゆるやかな表現にしておくべき。	
		2	15	離乳前の動物も譲渡対象とすべき。	
			2	離乳前動物で母親と一緒に保護された場合は、特例として譲渡対照として頂きたい。	
別表2「終生飼養者の基準」		1	13	終生飼養者は、県外の人も対象とすべき。	譲渡後に飼養状況を確認させていただいているので、県内の方に限っています。
		2	2	「過去に法令に基づく処分があった場合」のいずれの場合も、処分のあった日から2年は短すぎる。	動物の愛護及び管理に関する法律と比較して、2年が適当と考えます。
			1	条例、法令違反に関する記述は、単純に「法令及び条例に過去もしくは現在違反している者」とし、その他のものは10年以上にすべき。	
別表3「譲渡団体の基準」			14	譲渡団体の基準が厳しすぎる。	譲渡団体に適正に譲渡活動を実施していただくためには、必要と考えています。
			1	厳しい規基準にして、譲渡できる団体が皆無なのでは意味がないが、その団体が営利目的の場合もあり、また同じような目に動物達があってしまうのも意味がない。	
			1	譲渡団体の基準は設けすぎず、活動報告書や定期的な訪問監査などの取り締まり体制を厳しくすべき。	
			1	譲渡団体の制限は設けすぎるべきではない。悪用された場合にきちんと対応すればよい。	
		1	1	団体の役員は、多頭飼育でないことを条件とすべき。	
			1	なぜ非営利団体でなければならないのか、理由を明示して欲しい。	多くの動物を適正に譲渡していただくために、譲渡活動について非営利としています。
			1	NPOだけに限定される必要はない。NPOは継続性にかけると聞く、信頼のある企業とかなら、雇用を生みながら犬猫にいいことも出来るのでは？	なお、団体については、非営利である必要はありません。
			1	「非営利活動として行う」の意味を明確にされたい。	譲渡活動に関して実際に掛かった経費を終生飼養者から徴収することは、営利活動と考えていません。
		4	34	譲渡団体は、県外の団体も対象とすべき。	飼養状況を確認させていただくため、県内の団体に限っています。
		5	2	「過去に法令に基づく処分があった場合」のいずれの場合も、処分のあった日から2年は短すぎる。	動物の愛護及び管理に関する法律と比較して、2年が適当と考えます。
			1	条例、法令違反に関する記述は、単純に「法令及び条例に過去もしくは現在違反している者」とし、その他のものは10年以上にすべき。	
別表4「譲渡団体の施設・設備基準」		2	2	譲渡団体の施設・設備基準が厳しすぎる。	譲渡動物を適正に飼育していただくためには、必要な基準と考えています。
			2	譲渡団体の施設・設備基準が厳しすぎる。非営利団体では施設・設備の維持が困難である。	
別表5「譲渡団体の遵守事項」			1	団体の会員は、トリマー等の報酬を受け取ることが出来ないようにすべき。	団体から支払われるのであれば、禁止は出来ないと考えます。
	終生飼養者が決定するまでの飼養について		1	「譲渡が前提の犬猫の予防措置や獣医療は、譲渡団体の判断で実施しないこと。」を追記すべき。	獣医師法第17条で獣医師以外の者の診療は禁止されており、本改正(案)において、規制する必要はないと考えます。
			1	「登録団体への飼養頭数を1頭とする」条件によっては複数可能と書かれているが、「登録団体が1頭以上飼養する場合、以下を条件とする」と書かれている方がよい。	本改正(案)のとおりとします。

5 その他「犬、ねこの譲渡実施要領改正(案)」以外への意見

その他「犬、ねこの譲渡実施要領改正(案)」以外への意見として、「生きたまま焼き殺すことはやめるべき。」との意見が多く寄せられましたが、本県において、犬、ねこを生きたまま焼き殺すといったことは行っていません。

該当箇所	意見数	意見
その他	1	譲渡反対派の人たちに、殺処分現場に立ち会ってもらいたい。
	4	殺処分の現状を広く県民に伝えるべき。
	1	収容動物をルールに従って、期限がきたら処分してしまうという対応を変えてほしい。
	3	殺処分を少しでも苦痛のない方法に改善すべき。
	1	飼育放棄者による持込に関しては、放棄者に殺処分の様子(ビデオなどで)を見せる事を義務づけるべき。
	1	人員や、予算の都合など、色々あるだろうが、心無い人達の撲滅を含め、ポスター、タウン誌、ラジオ、広告、インターネットなど皆に声を掛け合って呼び掛けると、保護してくれる方もいると思う。そして、きっと皆の意識も変わるのではないかとある市では、譲渡会で希望者に必ず、処分の映像をみてもらい、改めて動物を飼う責任を確認した。
	1	鳥取県がこんなにも野蛮な県だったなんて驚きだ。動物だって大切な命を持っている。殺すための税金を、何故生かす為につかえないのか。
	1	鳥取の動物保護はたいへん酷く、日本全国で1位と聞いた。犬や猫の殺処分について改正しないのか？
	1	職員一人一人にがんばって頂きたい。
	61	生きたまま焼き殺すことをやめるべき。
	9	殺処分に反対。
	1	県民に完全室内飼育と不妊手術を徹底すべき。
	1	去勢の助成金を出すべき。
	5	動物の避妊・去勢手術を推進(徹底)する取組みを行うべき。
	1	飼育放棄をする人間を「処罰」すべき。
	6	引取り依頼者には適切な指導をし、安易な引取りは行うべきではない。
	4	引取りを依頼する飼い主への規制を設けるべき。
	1	ペットを捨てる人には考え直す機会を与えるように引取りを厳しくすべき。
	1	県が犬、ねこの譲渡を行っていることを周知していただきたい
	1	譲渡と合わせて譲渡などいなくなるように「最後まで一緒に暮らす」「捨てない」「迷子にさせない」「不妊手術をして殖やさない」を徹底させることも広めて欲しい。
	1	飼育動物がいなくなったら、まず保健所に連絡することを周知徹底すべき。
	1	動物飼育者に迷子札や「予防注射の札」をつけるよう、周知徹底すべき。
	1	「飼い主教室」を各地で開き、しつけで困って処分しようとすることをなくすべき。
	1	県民に対して意識改革をはかるべき。
	1	犬や猫といったペットの飼い方を広く県民に伝える啓発活動も行って欲しい。
	1	まずは、鳥取では県民への啓蒙に力を入れた方がよい。
	1	しつけ教室の開催や啓蒙活動などで安易に保健所に持ち込む飼い主を減らして欲しい。
	1	人口の少ない鳥取県内で新しい飼い主を探す事には限界がある。まず、飼い主に対して、終生飼育、適正飼育の周知徹底の啓発が必要。
	1	また鳥取県ではまだまだ犬猫の不妊手術の必要性に対する認識が欠落している。間接譲渡開始と同時に、広く県民に適正飼育、終生飼育の啓発も併せて行っていただくよう期待している。
	1	まずは行政の愛護意識の高まりを期待したい。本来なら生産元を正すのが一番だが、行政には殺処分を減らす様なイベントやチラシ、ポスター、勉強会等を作成したりして頑張ってください。
	2	啓蒙活動に力を入れて頂きたい。
	1	譲渡を順調に実施する団体に出す補助金の財源として「ペット税」を提案する。
	4	保護団体に対する助成金や支援を実施すべき。
	1	個人的に保護を名乗り出る方達の支援をすべき。
	1	米国ハワイ州カウアイ島のヒューメインソサエティと呼ばれるアニマルシェルターのように獣医師との連携した体制が望ましい。
	1	収容場所の整備に関する予算の確保し、施設をシェルターとして稼働すべき。
	2	殺処分のない施設の運営をすべき。
	1	殺処分にかかる税金を保護施設や動物病院の設立・運営に当てていただきたい。
	1	飼い主に愛護センターの実情を知らせて欲しい。しつけ教室をもっと行うべき。避妊去勢の知識もその必要性を飼い主に教えるべき。
	1	地域猫としての飼育、避妊手術に対して助成をすべき。
	9	地域猫活動の推進に取り組むべき。
	1	猫問題の現状改善に向けて、行政、地域社会、民間の善意が互いに協力をし、サポートし合う関係が理想。行政は、その為の環境作りに取り組むべき。
	1	飼いネコの場合は飼い主に避妊・去勢を義務づけるべき。
	5	動物の収容期間を延長すべき。
	3	収容動物の公示には、写真を入れるべき。
	1	飼育者が引越、病氣、死亡等の理由で新しい飼い主を探す場合に、飼い主を探す活動をするボランティア団体、個人を紹介すべき。
	3	動物の飼い主を対象に動物の飼い方などの講習会を開くなど、学習の場を提供すべき。
	5	命の大切さを子供達に伝える取組みを行うべき。
	2	飼い主を捜しているイヌ・ネコの譲渡会を開催して欲しい。
	1	放棄された犬猫の里親さがしについては、民間の譲渡会に、行政管理の犬猫でも参加させるとい手段も利用して欲しい。
	1	子犬や子猫も譲渡して欲しい。殺処分をする場ではなく、命を繋ぐ場所であって欲しい。
	10	積極的に譲渡を実施すべき。
	31	犬猫の譲渡を行うべき。
	1	動物取扱業者に殺処分のビデオを見せるなどを含めた講習を義務づけるべき。
	1	動物の移動販売を禁止すべきなどなど。
	1	ペット業者やブリーダーの法的規制が必要。
	1	ブリーダーの規制について、「許可制」にして欲しい。
	1	ペットショップやブリーダーの適正飼育を監視し、違反するようであればどんどん摘発して欲しい。
	1	引取られる動物の出所等を調査し、原因(動物販売時の説明不足、無理な繁殖)に対して適切な指導をしていただきたい。
	1	処分ではなく、悪徳繁殖業者を「処罰」すべきではないか。
	11	動物取扱業の規制を強化すべき。
	1	飼う側にももっと責任を持たせるような資格を作ってはどうか。
	3	動物を飼う人に講習会の受講を義務付けるなど、動物を安易に飼育できない仕組みを作るべき。
	1	動物へのマイクロチップの装着を義務付けるべき。
	1	避妊/去勢の義務を持たせるべき。
	1	動物を捨てたり虐待した人(殺処分をする人も含む。)には厳しい罰を与えるべき。
	1	譲渡団体、譲渡飼育をはじめ、個人の飼育に関しても5頭以上は県に「多頭飼育届」を提出する等の規制も必要ではないか？
	1	1匹でも多くの命が助かるように祈っている。
	1	小さくても大切な命、生きている。人間と同じように、動物にも感情がある。
	1	動物愛護に舵を切り、動物にやさしく住みやすい街としてアピールしてほしい。
	1	来期12昇格予定の鳥取ガイナールの試合前に「ワンワンサッカー」をして観客動員数アップを狙う。
	1	パブリックコメントの意見を募る広告や文章をもっと判りやすく、簡単にすべき。
	1	団体ばかりに頼るのではなく、県が個人の預かりボランティアを募集していくような施策も考えれば、県民の間にも譲渡犬の存在、動物愛護の認識などが身近になっていき、根付いていくものと思う。
	1	鳥取県の愛護に対するレベルの低さにビックリした。命の尊厳を今一度考えていただきたい。
	1	動物達の命を救う過程が、人との繋がりも築いてゆく。その素晴らしい輪が広がってくれることを強く願っている。

1	多くの犬や猫が人間の良き伴侶となれるよう祈っている。
5	他の自治体を参考にしていきたい。
1	動物をモノと勘違いしないでいただきたい。
1	セラピー犬や聴導犬の育成にも力を入れて欲しい。
1	現在、鬱病の患者が大幅に増加している。鬱病に加え、引き籠り・対人関係の苦手な方も増加している。欧米では、アニマルカウセリングという方法で上記の病気以外にも、犯罪者の更生にも動物が役にたっていると聞く。ぜひ、こういう方にも動物の癒しを広めてほしい。
1	より多くの人に現状を知ってもらうため、近隣の県との連携を図ってみたい。
1	殺処分ゼロを目指して頑張ってください。熊本を手本にしていきたい。
4	ドイツを手本にしていきたい。
1	最低限の動物愛護の精神を持たぬ者に、行政を司る資格は無い。
1	保護、里親募集と同時に「保護」という状況になるまえの段階で動物たちを守る環境をつくっていただきたい。アメリカのようにアニマルボリスなどの活動が日本でも本格的になるともう一歩踏み込んだ環境作りがすすむ。
1	犬も猫も人間も、みな同じ尊い命。救いましょう。命を処分するほど人間はエラくないはず。
1	「小さき命を思いやる心」そのことをもう一度見直していただきたい。
1	人間の勝手に不幸な末路を迎える犬猫が一匹でも減ることを願っている。
2	闘犬禁止条例を作ってください。